

# 一般社団法人ワールドスケートジャパン 理事会規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「当連盟」という。）定款第2条、第4章、第6章及び62条その他の定めに基づき、理事会及び業務執行理事会に関する事項を定め、法令または定款に定めるもののほか、この規程の定めるところにより運営される。

## (理事会の構成)

第2条 理事会は、すべての理事及び監事をもって組織する。

2. 理事及び監事はやむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。
3. 理事会へは本条第1項に規定する役員以外は出席できない。ただし、第11条により理事会が招聘した場合を除く。

## (種類)

第3条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、年2回以上、開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) その他定款35条2項各号の請求が書面または電磁的方法によりなされたとき

## (決議及び権限事項)

第4条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 当連盟の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 代表理事、業務執行理事、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長の選定及び解職。
- (4) 名誉会長、顧問及び参与の選任及び解任
- (5) 重要な財産の処分及び譲受。
- (6) 多額の借入金の決定。
- (7) 重要な使用人の選定及び解職。
- (8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
- (9) 内部管理体制の整備。
- (10) 事業計画書及び収支予算書等の承認。
- (11) 事業報告及び計算書類等の承認。

(12) 規則、規程の制定、変更及び廃止。

(13) その他法令及び本連盟の定款その他の規程に定める事項並びに理事会が必要と認める事項。

(14) その他重要な業務執行に関する事項。

2. 理事会は、事務局の職務執行の管理監督をする。

3. 理事会は、定款34条2項に記載する事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

#### (招集)

第5条. 理事会は、代表理事が招集する。ただし、臨時理事会について、第3条第3項第2号により理事が招集する場合及び監事が招集する場合を除く

2. 代表理事は、第3条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3. 理事全員の改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

4. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (招集手続)

第6条. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催日7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (リモート会議)

第7条. 理事会は対面による会議を基本とするが、社会事情により出席することが困難なメンバーが会議に出席するための手段、及びリスク回避のため、リモート会議での出席と議決権を有する役員はその行使を可能とする。

2. 実施する場合は、以下を厳守する。

(1) 無関係な者や通りがかりの者による傍聴や無断参加が出来ないようにするなど、情報セキュリティ上、認められたメンバーのみがリモート参加できる環境あるいは運用が担保されていること。

(2) 双方の映像及び音声のリモート会議システム上に反映されていること。

(3) 議長は情報の漏えい他、セキュリティ上問題があると認識した場合、リモート会議システムの切断・再接続を指示できる。

(4) 実施可否判断については、理事会の議長及び監事の責任に帰す。

(5) モート出席者は議長の開会宣言から閉会宣言の間、オンラインであることが必要となる。ただし休憩時間は除く。

3. 議事録にはリモート出席した役員等の氏名を明記する。

(議長)

第8条. 理事会の議長は、代表理事または業務執行理事の互選により当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

3. 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第10条. 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電子メールより同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(参考人の招聘)

第11条. 理事会は必要に応じて役員以外の者を、議題に関連する参考人として招聘、出席させることができる。

2. 参考人の招聘は、理事会での承認のもと行われるが、緊急の場合には専務理事の判断により実行できる。

3. 参考人の出席は、対象議題の間のみとし、その他の議題に関する間は退席しなければならない。

4. 参考人は理事会の要請により対象議題に関しての説明または意見を述べることができる。

(議事録)

第12条. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名・押印をしなければならない。

(業務執行理事会)

第 13 条 業務執行理事会は業務執行理事により組織される。

2. 業務執行理事会は、必要に応じて業務執行理事以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることが出来る。
3. 業務執行理事会は、日常業務の処理に不可欠な事項の処理、各種規程により定められた事案及びその他理事会の議案にふさわしくない諸事案の処理を行う。
4. 業務執行理事会は、専務理事または業務執行理事の招集により随時開催される。
5. 業務執行理事会の議長は、専務理事または業務執行理事の互選により選出する。
6. 業務執行理事会の議決は、業務執行理事の過半数の出席により、出席者の過半数の賛成により決する。
7. 業務執行理事会の決議の目的である事項について、議決に加わることのできる業務執行理事の全員が書面又は電子メールより同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
8. 会議はリモート会議により開催することが出来る。
9. 業務執行理事会は議事録を作成し、議長及び業務執行理事 1 名が署名する。但し、電子的方法に替えることが出来る。
10. 業務執行委員会は、事務局に対して業務の報告を求め、事務局長は、業務執行委員会に出席し業務に関して必要な報告をしなければならない。
11. その他、業務執行理事会に関する事項は、理事会が決定するほか、定款または本規定に定めるところによる。

(事務局)

第 14 条 理事会及び業務執行理事会の事務は、事務局がおこなう。

(改廃)

第 15 条. 本規程は、理事会の議決により変更する事が出来る。

(その他)

第 16 条. 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、2024年6月1日から施行する。